

茨木市訪問型サービスB事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日実施 以下「総合事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、総合事業実施要綱第3第1号アに規定する訪問型サービスB事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(事業の実施)

第2 事業の実施主体は、茨木市とする。ただし、市長は、高齢者の在宅支援を行っている非営利団体又は住民組織等（以下「事業者」という。）に委託する方法により実施することができるものとする。

(対象者)

第3 この事業の対象者は、総合事業実施要綱別表第1に定める者とする。

(事業の内容)

第4 この事業は、第3に規定する対象者のうち当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅において、自力で困難な行為について同居家族等の支援が受けられない場合に、次に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 生活支援Ⅰ

掃除、洗濯、買物、調理、ごみ出しその他「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助に位置づけられかつ利用者の自立した生活に必要な援助としてケアプランに明確に位置づけられるもの（身体介護を除く）。

(2) 生活支援Ⅱ

前号に掲げるもの以外であって、本人の居室以外の掃除、外回りの掃除、草取り・花木の水やり、窓拭き・網戸の清掃、季節の衣替え、家具・電気器具等の移動、話し相手など日常的に行われる家事の範囲を超えるものであるが利用者の自立した生活に必要な援助としてケアプランに明確に位置づけられるもの。

2 前項各号に定めるサービスの提供時間は、1回当たり30分未満とする。ただし、1日当たり2回を限度に連続して提供することができる。

3 第1項各号に定めるサービスの1月当たりの提供回数は10回を限度とする。

(他のサービスとの調整)

第5 利用者が、総合事業実施要綱に定める訪問介護相当サービス又は訪問型サービスA（以下この項において「訪問介護相当サービス等」という）を同月に併用して利用する場合における第4第1項各号に定めるサービスの1月当たりの提供回数は、

第4第3項に定める回数から、訪問介護相当サービス等の利用回数を減じて得た回数を限度とする。

(利用の中止)

第6 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは事業の利用を中止させることができる。

- (1) 第3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他、事業の利用が適切でないと判断される時。

(利用料)

第7 利用料は、30分未満150円とする。

- 2 利用者は、サービスの利用ごとに利用料を事業者を支払うものとする。
- 3 第1項に定める利用料のほか、サービス提供の際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

(費用の請求)

第8 事業者は、1月ごとに市長が別に定めたサービス単価から利用料を差し引いた額にサービスの提供回数に乗じた額を市長に請求するものとする。

- 2 事業者は前項の請求にあたっては、請求書にサービス提供の実績が分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月15日までに市長に提出しなければならない。

(返還)

第9 市長は、この要綱の定め違反した者又は偽りその他不正の手段によりサービス費の支給を受けた者がいるときは、支給したサービス費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(衛生管理等)

第10 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第11 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第12 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による支援を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に定める措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めておかなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第13 事業者は、当該事業を廃止又は休止、再開しようとするときは、その廃止又は休止、再開の日の1月前までに、茨木市訪問型サービスB事業(廃止・休止・再開)届出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の定めによる届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他のサービス提供事業者及び関係者等への連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第14 市長は、前項の定めによる届出をしたときは、事業者に対し、当該事業者の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市訪問型サービスB事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市訪問型サービスB事業実施要綱によって定められ

ていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別記様式（第13関係）

茨木市訪問型サービスB事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

（届出先） 茨 木 市 長

（届出者）

所在地

名称

代表者名

㊞

（代表者名が自署の場合は、押印不要です。）

次のとおり事業を（廃止・休止・再開）をしますので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称
	所在地
休止・廃止・再開の区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止・再開する理由	
現に支援を受けている者に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日